

【出店者募集要項】

1. 主 催

小美玉市ふるさとふれあいまつり実行委員会

2. 趣 旨

まつりにおける来場者のふれあいの場、憩いの場としてバザール・おみたまを設置し、まつりのにぎわいを創出する。

3. 開催日時（出店時間）

平成28年8月27日（土） 午前9時30分から午後9時まで

・雨天の場合 8月28日（日）に順延

・前夜祭 8月26日（金）午後6時00分から午後9時まで

※指定時間以外の出店はできません。

4. 会 場

小美玉市希望ヶ丘公園（多目的グラウンド） 小美玉市中台418

5. 出店（応募）資格（下記の3点を全て満たすもの）

①平成28年4月1日現在、20歳以上で小美玉市内に住所を有する個人、団体
または、小美玉市内の事業所（商店名、企業名での出店であること）

②出店にあたり、3名以上であること

③本要項に示された事項を遵守できる者

※バザール・おみたまにおける出店で、露店商や市外者（個人の出店）が発覚した場合は出店を取り消し。

6. 出 店 料

5,000円

※受付後はいかなる理由でも返金できません。

7. 申込期間

平成28年6月9日（木）～6月30日（木）

（受付は午前9時から午後5時まで、また、土日祝は休み）

8. 申込方法

必要書類と出店料を添えて、申込期間内に小美玉市ふるさとふれあいまつり実行委員会事務局（小美玉市役所2階市民協働課内）まで直接提出する。

（郵送、FAX不可）

9. 申込内容（提出する書類）

①参加申込書

②参加名簿（清掃ボランティア推薦も含む）

③消費電力量申告書（捺印をすること）

④代表者の身分証明書（運転免許証、保険証など）の写し

⑤誓約書（捺印をすること）

【食品を取扱う場合は下記の⑥⑦⑧の書類も提出すること】

⑥イベント等における食品提供施設開設届（様式 1・2・3）1部

⑦保菌検査成績書の写し（後日提出可）

※保菌検査成績書の写しがない出店者は、「バザール・おみたま」説明会において保菌検査一式を配布しますので必ず受検すること。

⑧食品営業許可の写し（仕込みを行う場合）

※仕込みを行う場所は営業許可を受けている店舗か公共施設のみ可。

10. 出店に関する事項

（1）出店の仕様について

出店スペースは間口2間、奥行き3間とする。（複数テント不可）

※テントやテーブルなどの必要な物品類は各自で用意すること。

※出店場所は「バザール・おみたま」説明会でを行う抽選にて決定する。

（2）「バザール・おみたま」説明会について

◎日時：7月12日（火）19：30～

◎場所：小美玉市美野里公民館 大会議室（小美玉市役所本庁敷地内）

※説明会には必ず出席すること。（欠席した場合は出店取消しとします）

（3）電気の使用について

・最大消費電力の上限は3kwまで。（上限を超えた使用は認めない）

・申告のあった器具（電力）以外のコンセント（タコ足配線）や、後からの追加申告については一切認めない。

（4）防火対策について

・まつり全体の防火対策として、火気の使用に関わらず「ABC型消火器10型」を必ず用意すること。（無い場合は出店できません）

・火気を取り扱う出店者は別紙の「多数の観客が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」を熟読し、その管理に努めること。

※「ABC型消火器10型」について

ABC型 → A 普通火災、B 油火災、C 電気火災に適應している

10型 → 薬剂量が3.0kg～3.5kg入っている

(5) 食品の販売について

食品を販売する出店者は別紙の「イベント等における食品取扱いの注意事項について」を熟読し、衛生管理に努めこと。

申請受付後、出店内容について保健所より指導があった出店者については、事務局より連絡をするので適宜対応すること。

(6) 酒類の販売について

アルコールを販売・提供する出店者は、「未成年禁酒法」及び「茨城県青少年の健全育成等に関わる条例」を遵守し、未成年に販売・提供は必ずしない事。アルコールを販売・提供する出店者は、目視出来る箇所に、必ず年齢確認の貼紙を行い、年齢確認を行うこと。(貼紙については、事務局から後日郵送します。)

※まつり会場内で未成年がアルコールを摂取し、救急車で運ばれた事例が発生しました。提供及び販売が発覚して店舗については、今後の出店は認めず、警察に連絡します。

(7) 清掃について

- ・クリーンアップ作戦に必ず参加すること。(内容は「バザール・おみたま」説明会にて説明を行う)
- ・出店者から出たゴミについては各出店者が必ず持ち帰ること。
※会場内(ゴミ箱含む)やその周辺にゴミを置き去りにした出店者(申込者・団体)は次回の出店を認めません。

(8) 出品物等の管理

- ・出品物等は、出店者が各自の責任において管理することとし、万一の事故(盗難等)については、主催者は一切の責任を負いません。
- ・出品物に対するクレーム等は出店者の責任において誠意を持って対処すること。

※酒類を販売する出店者は法律を遵守し、販売前に年齢及び車運転の有無を確認し、未成年者や車を運転する方には販売をしないこと。

1 1. 注意事項

- ◎悪天候等、主催者判断によりまつりが開催されない場合であっても、出店準備に要した経費については、主催者側は一切の責任を負いません。
- ◎会場内及び周辺での迷惑行為は一切しないこと。
- ◎注意事項を守らず、まつりの運営に非協力的な言動及び行動をした出店者(申請者及び団体)については出店を取り消し、今後の出店についても認めません。

1 2. 問い合わせ(申込み先)

小美玉市堅倉835(小美玉市役所 市長公室 市民協働課内)
「小美玉市ふるさとふれあいまつり実行委員会事務局」
TEL0299-48-1111(内線1251・1252)